

報告2 介護保険法施行規則第140条の66第1項(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準)の改正に伴う対応

1. 改正概要

- ・介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)の施行(令和6年4月1日施行)
- ・介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の見直しが行われた。

- ・現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
- ・上記にかかわらず、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一地域包括支援センターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一地域包括支援センターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。
- ・その際、この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間において、介護保険法(平成9年法律第123号)115条の46第5項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る改正後の地域包括支援センターの職員の配置基準については、なお従前の例による。 ※裏面参照(令和6年3月・国資料より抜粋)

2. 本市の状況及び今後の対応

(1) 現状の配置基準

- ①包括センターの区域ごとに、65歳以上高齢者3,000人以上6,000人未満ごとに、3専門職各1名を配置(大牟田市介護保険条例第8条の2)
- ②65歳以上高齢者6,000人以上の数が概ね2,000人ごとに、3専門職のうち1名を追加配置(大牟田市介護保険の実施に関する規則第7条)

(2) 今後の対応

- ・改正介護保険法施行規則の規定に合わせ、大牟田市介護保険条例(上記(1)①)について、令和6年度中の改正に向け準備中。
- ・6包括センターにおける実際の配置については、当面は現状のとおり。今後の本市の状況等により対応を検討し、配置を見直す必要があると考えられる場合は、運営協議会に諮る予定。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の实情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の实情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正案）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正案）